

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸 恭

関税法基本通達等の一部改正について

平成 20 年 2 月 17 日にセルビア共和国からコソボ共和国が独立を宣言し、我が国がコソボ共和国を国家承認(3月18日閣議決定)することに伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、同年3月18日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)の一部を次のように改正する。

3-3の表中

「
| モンテネグロ共和国 | | | |
」を

「
| モンテネグロ | | | |
| コソボ共和国 | | | |
」に

改める。

第2 外国貿易等に関する統計基本通達(昭和59年10月17日蔵関第1048号)の一部を次のように改正する。

別紙第1の統計国名符号表中

「 | 247 | モンテネグロ | | | |
」を

「 | 247 | モンテネグロ | | | |
| 248 | コソボ | | | |
」に

改める。